

消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律

案要綱

第一 特定商取引に関する法律の一部改正

一 書面交付に係る規定の整備

1 販売業者等が契約締結時に交付すべき書面の交付に代えて、購入者等の承諾を得て、書面に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをいう。）により提供することができるものとする。

（第四条第二項、第五条第三項、第十八条第二項、第十九条第三項、第三十七条第三項、第四十二条第四項、第五十五条第三項、第五十八条の七第二項及び第五十八条の八第三項関係）

2 1の提供は、購入者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該購入者等に到達したものとみなすこと。

（第四条第三項、第五条第三項、第十八条第三項、第十九条第三項、第三十七条第四項、第四十二条第五項、第五十五条第四項、第五十八条の七第三項及び第五十八条の八第三項関係）

3 その他書面交付に代わる電磁的方法による提供に係る所要の規定を整備すること。

二 業務停止命令及び業務禁止命令に係る規定の見直し

1 主務大臣が業務の禁止を命ずることができる役員等を、販売業者等に対して業務等の停止を命ずる日前六十日以内においてその役員等であつた者から業務等の停止を命ずる日前一年以内においてその役員等であつた者に改めること。

(第八条の二第一項、第十五条の二第一項、第二十三条の二第一項、第三十九条の二第一項から第三項まで、第四十七条の二第一項、第五十七条の二第一項及び第五十八条の十三の二第一項関係)

2 主務大臣は、業務等の停止を命ずる個人の販売業者等又は業務の禁止を命ずる役員等が、特定関係法人（販売業者等又はその役員等が事業経営を実質的に支配する法人その他の政令で定める法人をいう。以下第一において同じ。）において、当該停止又は禁止を命ずる範囲の業務と同一の業務を行っているとき、当該販売業者等又は当該役員等に対して、当該停止又は禁止を命ずる期間と同一の期間を定めて、その特定関係法人で行っている当該同一の業務を停止すべきことを命ずることができるとすること。

(第八条第二項、第八条の二第二項、第十五条第二項、第十五条の二第二項、第二十三条第二項、第二十三条の二第二項、第三十九条第四項、第三十九条の二第四項、第四十七条第二項、第四十七条の二第二項、第五十七条第二項、第五十七条の二第二項、第五十八条の十三第二項及び第五十八条の十三の二第二項関係)

三 契約の申込みの撤回等に係る規定の見直し

申込者等が、契約の申込みの撤回等を、書面により行うことに加え、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができるものとするとともに、その他所要の規定を整備すること。

(第九条第一項及び第二項、第二十四条第一項及び第二項、第四十条第一項及び第二項、第四十八条第一項から第三項まで、第五十八条第一項及び第二項並びに第五十八条の十四第一項及び第二項関係)

四 通信販売に係る規定の見直し

1 販売業者等が、通信販売をする場合の販売条件等について広告をするときに、当該広告に表示すべき事項に、契約に係る申込みの期間に関する定めがあるときはその旨及びその内容並びに役務提供契約の申込みの撤回等に関する事項を追加するとともに、所要の規定を整備すること。

(第十一条及び第十二条関係)

2 特定申込みを受ける際の表示

イ 販売業者等が、当該販売業者等若しくはそれらの委託を受けた者の定める様式の書面により顧客が行う通信販売に係る契約の申込み又は当該販売業者等若しくはそれらの委託を受けた者が電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により顧客の使用に係る電子計算機の映像面に表示する手続に従って顧客が行う通信販売に係る契約の申込み（以下「特定申込み」という。）を受けるときには、当該特定申込みに係る書面又は手続が表示される映像面において、一定の事項を表示しなければならないものとする。

ロ 特定申込みに係る書面又は手続が表示される映像面において、一定の事項につき、人を誤認させるような表示をしてはならないものとする。

(第十二条の六関係)

3 販売業者等が、通信販売に係る契約の申込みの撤回等を妨げるため、当該契約の申込みの撤回等に関する事項又は顧客が当該契約の締結を必要とする事情に関する事項につき、不実のことを告げる行為をしてはならないものとする事。

(第十三条の二関係)

4 特定申込みをした者は、販売業者等が当該特定申込みを受けるに際し不実の表示をする行為等をしたことにより、当該表示が事実である等との誤認をし、それによって当該特定申込みの意思表示をしたときは、これを取り消すことができるものとする事。

(第十五条の四関係)

五 情報提供に係る制度の創設

1 消費者安全法第十一条の七第一項に規定する消費生活協力団体及び消費生活協力員は、適格消費者団体が差止請求をする権利を適切に行使するために必要な限度において、当該適格消費者団体に対し、情報を提供することができるものとする事。

(第五十八条の二十六関係)

2 主務大臣は、外国執行当局に対し、その職務の遂行に資すると認める情報の提供を行うことができるものとする事、所要の規定を整備すること。

(第六十九条の三関係)

六 売買契約に基づかないで送付された商品に係る規定の見直し

1 売買契約に基づかないで送付された商品について、販売業者がその返還を請求することができないこととなる期間（その商品の送付があった日から起算して十四日（その商品の引取りを請求した場合には七日））を撤廃すること。
（第五十九条第一項関係）

2 販売業者が、売買契約に基づかないで送付した商品の返還請求ができなくなることとなる規定が適用されない売買契約の申込みを、その商品の送付を受けた者が営業のために又は営業として締結することとなる売買契約の申込みと改めること。
（第五十九条第二項関係）

3 販売業者は、売買契約の成立を偽ってその売買契約に係る商品を送付した場合について、その送付した商品の返還を請求することができないものとする事。
（第五十九条の二関係）

七 立入検査権限の拡充

1 主務大臣が、その職員に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる場所を事務所、事業所その他その事業を行う場所に改めること。

2 主務大臣は、その職員に販売業者等から業務の委託を受けた者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができるものとする事。

(第六十六条関係)

八 送達に係る規定の見直し

送達に関して準用する民事訴訟法の規定として、同法第一百七十七条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項を追加するとともに、所要の規定を整備すること。

(第六十六条の四及び第六十六条の五関係)

九 罰則

新たに禁止する行為について罰則を定めるとともに、その他所要の規定を整備すること。

(第七十条から第七十四条まで関係)

十 その他

その他所要の規定を整備すること。

第二 特定商品等の預託等取引契約に関する法律の一部改正

一 題名の変更

特定商品等の預託等取引契約に関する法律の題名を「預託等取引に関する法律」に改めること。

二 目的の変更

この法律は、預託等取引に係る預託者が受けることのある損害の防止に関する規制を定めるとともに、販売を伴う預託等取引を原則として禁止する等の措置を講ずることにより、預託者の利益の保護を図ることを目的とすること。
(第一条関係)

三 定義等の変更

「預託等取引契約」を「預託等取引」とするほか、全ての物品を規制の対象とするとともに、規制の対象となる権利の範囲を改め、その名称を「特定権利」とすること。
(第二条第一項関係)

四 書面交付に係る規定の整備

1 預託等取引業者が預託等取引契約の締結時等に交付すべき書面の交付に代えて、預託者等の承諾を得て、書面に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものをいう。）により提供することができるものとすること。
(第三条第三項関係)

2 1の提供は、預託者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該預託

者に到達したものとみなすこと。

(第三条第四項関係)

五 威迫困惑行為の禁止

預託等取引業者又は勧誘者（以下「預託等取引業者等」という。）が、預託等取引契約の締結若しくは更新について勧誘をするに際し、又は預託等取引契約の解除を妨げるため、人を威迫して困惑させることを禁止すること。

(第四条第二項関係)

六 預託等取引契約の解除等に係る規定の見直し

1 預託者は、契約の締結に係る書面を受領した日から起算して十四日を経過するまでの間（預託者が、預託等取引業者等が預託等取引契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、又は預託等取引業者等が威迫したことにより困惑し、これらによって当該期間を経過するまでに預託等取引契約の解除を行わなかった場合には、預託等取引業者が内閣府令で定めるところにより預託等取引契約の解除を行うことができる旨を記載した書面を交付し、当該預託者がこれを受領した日から十四日を経過するまでの間）は、書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られ

る記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により預託等取引契約の解除を行うことができるものとする。

2 その他所要の規定を整備すること。

(第七条及び第八条関係)

七 販売を伴う預託等取引の禁止等

1 内閣総理大臣の確認を受けた場合を除き、預託等取引業者による自己又は密接関係者が販売する物品又は特定権利に係る売買契約（当該物品又は特定権利を預託等取引契約の対象とするものに限る。以下同じ。）及び当該物品又は特定権利を対象とする預託等取引契約について、その勧誘等及び締結又は更新を禁止すること。

2 内閣総理大臣は、売買契約又は預託等取引契約の内容等及び当該売買契約の締結又は当該預託等取引契約の締結若しくは更新が顧客の財産上の利益を不当に侵害するものでないこと等を確認しなければ、その勧誘等及び締結又は更新の確認をしてはならないものとする。

3 内閣総理大臣の確認を受けずに締結した売買契約及び内閣総理大臣の確認を受けずに締結し、又は更新した預託等取引契約は、その効力を生じないものとする。

4 預託者が預託等取引契約の解除を行った場合には、現に効力を有する内閣総理大臣の確認を受けた売買契約は、当該預託者が当該解除を行った時に解除されたものとみなすこと。

5 その他所要の規定を整備すること。
(第九条から第十七条まで関係)

八 行政処分に係る規定の整備

1 預託等取引の停止に係る規定の見直し

内閣総理大臣が預託等取引業者に対して取引の停止等を命ずることができる期間の上限を一年から二年に改めること。

2 業務禁止命令に係る規定の新設

内閣総理大臣は、預託等取引業者に対して預託等取引の停止を命ずる場合において、当該命令の理由となった事実及び当該事実に関して当該預託等取引業者の役員等が有していた責任の程度を考慮して当該命令の実効性を確保するために預託等取引に係る業務を制限することが相当と認められるときは、当該役員等に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の預託等取引に係る業務を新たに開始することの禁止を命ずることができるものとする。

3 特定関係法人における業務停止命令に係る規定の新設

内閣総理大臣は、預託等取引の停止を命ずる個人の預託等取引業者又は業務の禁止を命ずる役員等が、特定関係法人（預託等取引業者又はその役員等が事業経営を実質的に支配する法人その他の政令で定める法人をいう。以下同じ。）において、当該停止又は禁止を命ずる範囲の預託等取引に係る業務と同一の業務を行っているとき、当該預託等取引業者又は役員等に対して、当該停止又は禁止を命ずる期間と同一の期間を定めて、その特定関係法人で行っている当該同一の業務を停止すべきことを命ずることができるものとする。

4 その他所要の規定を整備すること。
(第十九条から第二十一条まで関係)

九 送達に係る規定の新設

- 1 この法律による命令は、内閣府令で定める書類を送達して行うものとする。
- 2 内閣総理大臣は、送達を受けるべき者の住所等が知れない場合等において、公示送達をすることができるものとする。

3 その他所要の規定を整備すること。
(第二十二條から第二十五條まで関係)

十 外国執行当局への情報提供に係る制度の創設

内閣総理大臣は、外国執行当局に対し、その職務の遂行に資すると認める情報の提供を行うことができるものとするとともに、所要の規定を整備すること。
(第二十六条関係)

十一 罰則

新たに禁止する行為について罰則を定め、罰則の引上げを行うとともに、その他所要の規定を整備すること。
(第三十二条から第三十八条まで関係)

十二 その他

その他所要の規定を整備すること。

第三 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部改正

一 特定適格消費者団体への協力等

1 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、特定適格消費者団体の求めに応じ、当該特定適格消費者団体が被害回復裁判手続を適切に追行するために必要な限度において、当該特定適格消費者団体に対し、特定商取引に関する法律又は預託等取引に関する法律に基づく処分に関して作成した書

類で内閣府令で定めるものを提供することができるものとする。

2 1により書類の提供を受けた特定適格消費者団体は、当該書類を当該被害回復裁判手続の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならないものとする。 (第九十一条関係)

二 罰則

一の2の規定に違反して、書類を一の2に定める目的以外の目的のために利用し、又は提供した者は、三十万円以下の過料に処するものとする。 (第百条関係)

三 その他

その他所要の改正を行うものとする。

第四 附則

一 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。 (附則第一条関係)

二 この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、この法律の施行状況について検討規定を設けるほか、関係法律について所要の改正を行うこと。 (附則第二条から附則第八条まで関係)